

移住体験住宅の運用を開始しました

1 趣旨

市では、移住・定住を促進するため、移住コーディネーターを配置して、移住検討者が仕事や住まい、生活などといった移住に必要な情報に容易にアクセスできる環境整備、移住前から定住に至るまでの相談体制の充実に努めています。

一方、明確に本市への移住の意向を有している方を除く一般的な移住検討者にとって、急に移住を決定することはハードルが高く、観光を目的とした訪問、その後の短期間宿泊による生活体験と、段階を踏みながら移住先としての検討を深められる環境が必要と考えられます。

今年度、新たな取組として、移住検討者が短期間、宿泊施設ではない通常の賃貸住宅に滞在しながら、市での暮らし、仕事などを体験できるよう、市が賃貸住宅を通年で借り上げ、寝具、電化製品等を備えて、移住体験住宅として整備し、この度、運用を開始したものです。

2 移住体験住宅の位置

大船渡市大船渡町字新田地内

※地番及び部屋番号は、ホームページ【※1】で確認できますが、移住体験住宅の管理上支障を来すおそれがありますので、報道される際は、位置の表記を上記の程度にとどめていただくよう、配慮願います。

3 運用開始日

令和6年8月7日（水）

4 間取り

2 K



5 利用対象者

市外に住所を有する、次のいずれかに該当する方

- (1) 本市への移住を検討していて、本市に移住相談をしたことがある方又は移住体験住宅利用期間中に移住相談をする方
- (2) 本市において、市、岩手県等が主催する移住関連イベントに参加する方
- (3) 本市において就業体験を行う方
- (4) 本市において、就職活動の一環として、職場見学、説明会、採用試験、面接等に参加する方

6 利用期間

1回の申請につき、2日（1泊2日）以上45日（44泊45日）以内。同一年度内における同一申請者による利用は、通算60日を限度とし、60日に達するまでは複数回利用できます。

7 利用の申請方法

- (1) ホームページ【※1】で利用予定の状況を確認の上、大船渡市移住コーディネーターのアドレス【※2】宛てに利用希望日をメールで連絡します。
- (2) 市では、利用の可否を申請者に返信します。
- (3) 利用が可能との連絡を受けた場合、申請者は利用申請書を作成し、利用予定者全員の顔写真付き身分証明書の写しを添付して市に提出します。
- (4) 市では、申請書の内容を審査し、利用許可通知書又は利用不許可通知書により、申請者に通知します。

8 料金

利用料金は無料ですが、光熱水費の実費相当額として、利用人数によらず、利用1日当たり1,000円を前納により納付していただきます。

9 その他

移住体験住宅の詳細については、ホームページ【※1】をご覧ください。

【※1】移住体験住宅ホームページ

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/kikaku/21962.html>

【※2】移住コーディネーターアドレス

ofu_ijuu@city.ofunato.iwate.jp